

社会福祉法人川崎大師福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎大師福祉会（以下「当法人」という。）の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬等は、勤務形態に応じて、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員等（当法人職員を兼務し、職員給与が支給されている者）については、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 1 この規程は、令和元年 6月 1日から施行する。

別表（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 5,000 円
----------	------------

(2) 理 事

理事会、評議員会への出席	日額 5,000 円
--------------	------------

(3) 監 事

理事会、監事監査、評議員会への出席	日額 5,000 円
-------------------	------------

※ (1) ~ (3) は、源泉徴収後の金額とする。